

## 北海道畑作農業の持続的発展を考える懇談会 開催要領

### (名称)

第1条 この会は、「北海道畑作農業の持続的発展を考える懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 懇談会は、本道畑作農業の農家戸数の減少に伴う経営規模拡大への対応や輪作体系の維持・改善、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による新たな生産・販売環境に適応しうる持続的な生産を進めるため、本年3月に策定した第6期北海道農業・農村振興推進計画に基づいた今後の北海道における畑作農業のあり方について、関係者が集まり、具体的な取組手法を含めた検討を行うことを目的として開催する。

### (構成)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる団体・機関及び学識経験者をもって構成する。

### (会議)

第4条 懇談会には座長を置く。

2 会議は座長と協議のうえ、北海道農政部生産振興局農産振興課が招集する。

### (WG)

第5条 懇談会の円滑な運営に向け、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置する。

2 WGは、別表2に掲げる団体・機関をもって構成する。

3 WGにはグループ長を置き、北海道農政部生産振興局農産振興課長がこれにあたる。

4 WGはグループ長が招集する。

### (事務局)

第6条 懇談会及びWGの事務局は、北海道農政部生産振興局農産振興課とする。

### (その他)

第7条 座長及びグループ長は、懇談会及びWGの開催にあたり、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を求めることができるものとする。

2 この要領に定めるもののほか運営に必要な事項は、座長が別に定める。

### 附則

この要領は令和3年5月20日から施行する。

別表1【懇談会】

団体・機関等	役職等
学識経験者	(北海道大学大学院農学研究院 地域連携経済学 准教授)
北海道農業協同組合中央会	農政対策部長
ホクレン農業協同組合連合会	農産部長
	種苗園芸部長
	てん菜業務部長
北海道農政部	生産振興局長
【オブザーバー】 農林水産省北海道農政事務所	生産経営産業部長

別表2【WG】

団体・機関等	役職等
北海道農業協同組合中央会	農政対策部（米穀農産担当）
ホクレン農業協同組合連合会	農産部（麦類課、雑穀課、でん粉課）
	種苗園芸部（玉ねぎ馬鈴しょ課、種苗課）
	てん菜業務部（てん菜業務課）
北海道農政部	生産振興局（農産振興課）

※座長は必要に応じて出席